プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）

第1条　　（定義）

1. 本規約において「Ｊ－クレジット制度」とは、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度をいう。
2. 本規約において「本会」とは、株式会社バイウィルが、 Ｊ－クレジット制度の方法論に基づき実施する プログラム型の温室効果ガス排出削減プロジェクトの総体をいう。
3. 本規約において「登録対象」とは、Ｊ－クレジット制度における方法論に基づき温室効果ガス排出削減活動の対象となる設備、活動又はこれらに準ずる対象をいう。

第2条　　（目的）

本会は、株式会社バイウィルが実施するプログラム型プロジェクトの温室効果ガス排出削減活動の一環として、会員による登録対象に係る排出削減量等を、Ｊ－クレジット制度の実施要綱に基づきＪ－クレジットとして認証を受けることで、環境価値の見える化を図るとともに、創出されたＪ－クレジットを地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

第3条　　（運営・管理）

1. 本会の運営及び管理は、株式会社バイウィル（以下「運営・管理者」という。）が行う。
2. 運営・管理者は、Ｊ－クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員情報の管理及び記録
(2) 会員入会時の内容確認（登録対象の導入時期及び他のプログラム型プロジェクトとの重複登録の確認等）
(3) 個別活動実績報告リストの作成
(4) モニタリングの実施（モニタリングデータの収集）
(5) モニタリング報告値（排出削減量等）の算定
(6) モニタリング報告書の作成及び審査対応
(7) Ｊ－クレジット制度事務局への各種申請
(8) クレジットの売買
(9) クレジット収益の活用
(10) 会員の退会手続

3. 前二項に定める業務の遂行に必要な事務は、運営・管理者において行う。

第4条　　（会員）

1. 本規約において「会員」とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込み、運営・管理者が承認した者をいう。
2. 会員は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 登録対象を保有し、当該登録対象に係る排出削減活動を実施していること。
(2) 登録対象の稼働開始日（不明な場合は設置日又はこれに準ずる日）が、会員規約合意日から起算して２年前の日以降であること。
(3) Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報を運営・管理者が使用することに同意すること。
(4) Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
(5) 会員の認証対象期間（本会において、当該会員がＪ－クレジットの認証を受けることができる期間。以下「認証期間」という。）中、登録対象に係る環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果＝Ｊ－クレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「登録対象を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
(6) 登録対象が、他の類似制度及びＪ－クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにも登録されていないこと。

3. 会員は、人間の健康及び安全、自然環境並びに社会への影響を回避又は最小化し、受け入れることができないような影響をもたらさないよう

環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するため、次に掲げる法令を遵守するものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
(2) 各方法論にて定める法令
(3) その他関連法令

4. 前各項に定めるもののほか、登録対象の種類その他各プログラムの特性に応じて必要となる要件は、各プログラム規約に定める。
5. 会員が家庭用である場合（以下「家庭用会員」という。）、前項までの要件に加え、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 住宅に登録対象設備を設置していること。
(2) 当該設備を継続して使用していること。

6. 会員が事業所用である場合（以下「事業所用会員」という。）、第 1 項から第 4 項までの要件に加え、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 事業所等に登録対象設備を設置していること。
(2) 当該設備を事業活動のために使用していること。

第5条　　（反社会的勢力の排除）

会員は、次の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者
(2) 反社会的勢力を利用するなど、反社会的勢力と関係を有すること
(3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的言動、暴力的行為又は業務妨害となる不当要求行為を行うこと

第6条　　（Ｊ－クレジットの取扱い）

1. 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進のため、会員から運営・管理者へ譲渡されたＪ－クレジットは、運営・管理者が売却、移転その他の方法により活用することができる。
2. 運営・管理者は、前項の活用により得られた収益から、本会の運営及び管理に要する費用を控除することができる。

第7条　　（運営・管理者への協力）

1. 会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる事項について協力しなければならない。

(1) Ｊ－クレジット制度における各種申請に必要な情報の提供
(2) Ｊ－クレジット認証に際し審査機関が実施する現地調査等への対応
(3) その他、本会の運営及び管理に必要な事項

2. 登録対象設備に係るモニタリング方法その他必要な事項は、運営・管理者が別途定める。

第8条　　（報告）

1. 運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して年 1 回報告するものとする。

(1) Ｊ－クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果
(2) Ｊ－クレジットの活用用途

2. 前項の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果概要を掲載、もしくは会員へメール等で報告する方法その他運営・管理者が適当と認める方法により行う。

第9条　　（設備の処分等）

会員は、第 12 条に定める会員資格の有効期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

(1) 登録対象に係る排出削減活動の内容を変更し、又は変更するおそれがあるとき
(2) 登録対象が毀損し、又は滅失したとき

(3) 登録対象を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保提供を含む。）しようとするとき
(4) その他運営・管理者が必要と認めたとき

第10条　（退会）
1. 会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者に届け出て、その承認を得なければならない。
2. 運営・管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を退会させることができる。
(1) 第４条の要件を満たしていないとき
(2) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認められるとき
(3) 会員が第５条に違反したとき

第11条　（会費）
本会の会費は無料とする。

第12条　（会員資格の有効期間）
会員資格の有効期間は、入会日から８年経過後の当該会員への第８条に定める報告が終了する日までとする。ただし、運営・管理者の確認を受けることで延長することができる。また、リース契約に基づく設備の導入の場合、当該設備に係る会員資格の有効期間は、入会日から８年経過後の当該会員への第８条に定める報告が終了する日又はリース契約期間の終了日以降の当該会員への第８条に定める報告が終了する日のいずれか早い日までとなる。なお、Ｊ―クレジット制度の実施要項や各種規程に変更があった場合は、その都度、当該変更内容に準ずる。

第13条　（免責）
1. 会員が本会へ入会したことにより、会員が受給中又は受給予定の補助金その他の公的支援制度（以下「補助金等」という。）の交付要綱その他の規定に抵触し、補助金の返還、交付取消、支給停止又はその他の不利益を被った場合であっても、運営・管理者は、その理由の如何を問わず、一切の賠償又は補償の責任を負わないものとする。
2. 会員が補助金等の禁止規定に違反して本会に登録した結果、運営・管理者に損害（Ｊ－クレジットの登録取消に伴う損害等を含む。）が生じた場合、運営・管理者は当該会員に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第14条　（サービス提供の終了）
1. 運営・管理者は、Ｊ－クレジット制度の変更、廃止その他の理由の如何を問わず、会員に対して事前に通知することにより、本会に係るサービスの提供を終了することができる。
2. 前項に基づき本会に係るサービスの提供が終了したことにより会員に損害が生じた場合であっても、運営・管理者はその責任を負わないものとする。

第15条　（個人情報・重要情報等の取扱い）
1. 運営・管理者は、会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令に基づく場合を除き、会員から取得した個人情報その他の重要情報を第三者に提供又は開示しない。
2. 運営・管理者は、本会の運営に必要な業務を第三者に委託することができる。この場合、委託業務の遂行に必要な範囲で、会員の個人情報を当該委託先に提供することができる。
3. 運営・管理者は、前項の場合には、委託先との間で秘密保持義務及び適切な安全管理措置に関する契約を締結し、必要かつ適切な監督を行う。

第16条　（委任）
本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

附則
1.本特約は、2026 年 4 月 15 日から施行する。

2.制定日・改訂日

(1)2026 年 10 月 15 日改訂

そらいろラボ特約（プログラム規約）

第1条　　（適用）

1. 本特約は、プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）（以下「本則」という。）に付随し、「そらいろラボ」（以下「本プログラム」という。）に参加する会員に適用される。
2. 本特約に定めのない事項については、本則の定めによるものとする。

第2条　　（登録対象）

本プログラムにおける登録対象は、次の設備の導入又は更新による温室効果ガス排出削減活動とする。

(1) 太陽光発電設備
(2) 既設の太陽光発電設備へ追加的に導入する以下の設備
 - 出力制御対応機能付きパワーコンディショナー
 - 蓄電池
 - 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）
 - 貯湯槽付きヒートポンプ（エコキュート）

第3条　　（本プログラム固有の追加要件）

会員は、本則第 4 条に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 太陽光発電設備で発電された電力(蓄電池に蓄電された電力も含む)の全部又は一部を自家消費していること。
(2) EV 放電サービスその他太陽光発電設備による自家消費分を外部へ提供するサービスを利用していないこと。
(3) その他運営・管理者が必要と認める事項。

第 4 条　（本則要件の適用除外）

本プログラムにおいては、本則の規定のうち、次の各号に掲げる条項は適用しない。

(1) 該当なし

附則

本特約は、2026 年 4 月 15 日から施行する。

そらいろラボパートナー特約

第1条　（適用）

1. 本特約は、プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）（以下「本則」という。）に付随し、「そらいろラボ」（以下「本プログラム」という。）に参加する会員に適用される。
2. その他本特約に定めのない事項については、本則の定めによるものとする。

第2条（電力量データの取得及び取扱い）

1. 本プログラムにおいては、会員の登録対象に係る電力量データ（発電量データ、売電量データおよび自家消費電力量データを含む。以下「電力量データ」という。）を、次の各号に定める方法により取得することがある。

(1) 運営・管理者が設置した計測器による直接取得
(2) 会員が登録対象設備の導入に関して契約する販売店及び施工店、その他の事業者（以下「提携事業者」という。）が保有する電力量データ確認システムを通じた取得

2. 会員は、前項第2号に定める方法による取得に際し、提携事業者から運営・管理者への当該会員に係る電力量データの提供について、あらかじめ同意するものとする。
3. 運営・管理者は、前各項により取得した電力量データを、J－クレジット制度に係るモニタリング及び排出削減量の算定の目的に限り使用する。
4. 運営・管理者は、前項の目的の範囲内で、電力量データをJ－クレジット制度事務局及び審査機関に提供することができる。

第3条　（個人データの共同利用）

1. 会員は、磐田市（以下「共同利用者」という。）および運営・管理者が、以下のとおり会員の個人データを共同利用することについて確認し、同意する。
2. 共同利用する個人データの項目は、次のとおりとする（いずれも本プログラムの運営・検証等に必要な範囲に限る。）。

(1) 太陽光発電設備の測定データ
(ア) 電力量データ（日別または月別）
(イ) 前各号に付随する測定関連情報（計測日時、計測 期間、データ欠損の有無等）
(2) 太陽光発電設備の設備情報
(ア) 設備識別情報（モジュール情報、パワーコンディショナー情報、蓄電池情報等）
(イ)設備容量、機器構成等（算定・検証に必要な範囲）
(3) 設置場所情報（都道府県・市区町村・番地まで）
(4) 会員識別情報（顧客ID、契約番号、申込番号等）
(5) 会員情報および申込関連情報
(ア) 会員の氏名、住所、連絡先、申込番号その他会員を識別し、又は会員との連絡・管理に必要な情報
(イ) 申込時に会員から受領する申込書その他の提出書類に記載された情報

3. 共同利用者の範囲は、共同利用者および運営・管理者とする。
4. 利用目的は、次のとおりとする。

(1) 入会審査
(2) クレジットの算定・創出
(3) クレジットの登録申請、登録後の管理およびモニタリング
(4) 検証対応（資料作成、照会対応を含む。）
(5) 監査対応、不正防止および法令対応
(6) 会員管理、精算および問い合わせ対応

5. 共同利用に係る個人データの管理について責任を有する者（管理責任者）は運営・管理者とする。運営・管理者の住所、代表者および問い合わせ窓口は、運営・管理者のプライバシーポリシーに定めるとおりとする。
6. 共同利用の開始時期は、申込完了時からとする。
7. 個人データの取得および共有の方法は、共同利用者が保有する測定データ、会員情報、申込時に会員から受領する申込書その他の提出書類に記載された情報等を電磁的方法により運営・管理者の管理環境へ連携し、運営・管理者が複製して保管する方法による。
8. 会員は、運営・管理者所定の方法により、共同利用に係る取扱いについて、撤回または利用停止等を求めることができる。ただし、クレジットの検証、監査その他必要な対応のため、申出後も一定期間、必要最小限の範囲で保管および利用を継続する場合がある。
9. 個人データの保管期間は、クレジット発行後10年間を目安とし、検証・監査・法令対応に必要な期間保管するものとする。期間経過後は、法令上必要な場合を除き、消去または匿名化等の措置を講ずる。
10. 共同利用者および運営・管理者間のデータの取扱いは、法令上の「共同利用」に該当する場合、一般的な第三者提供とは異なる取扱いとなる。

第4条（検証・登録等のための外部機関への提供）

1. 運営・管理者は、J－クレジットの算定・創出、登録申請、検証、監査その他これらに付随する手続のため、必要な範囲で、会員の測定データ等を、検証機関、登録機関その他の外部機関に提供（送信または提示を含む。）することがある。
2. 前項の提供が外部機関への業務委託に該当する場合、運営・管理者は当該外部機関に対し、目的外利用の禁止、安全管理措置、再委託の管理、事故時の報告等について必要かつ適切な監督を行う。
3. 前二項とは別に、当該外部機関が独自の目的で当該データを取り扱うことにより第三者提供に該当する場合には、運営・管理者は法令に従い必要な措置（本人への説明、同意取得等）を行う。

附則

1. 本特約は、2026年10月15日から施行する。